

社会福祉法人樫の木福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人樫の木福祉会(以下「法人」という。)の役員、評議員及び苦情処理第三者委員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会、評議員会及び苦情処理第三者委員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表第1により報酬(交通費を含む。以下同じ。)を支払う。なお、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表第1により報酬を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 苦情処理第三者委員が苦情処理第三者委員会に出席したときは、別表第1により報酬を支払う。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員、評議員及び苦情処理第三者委員の職務報酬等)

第4条 理事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 評議員が、評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

4 苦情処理第三者委員が、法人及び施設に係る苦情処理の業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

(報酬の支給日)

第5条 前2条の報酬の支払いは、年4回とし、7月、10月、1月及び4月の金融機関の最終営業日に各支給月前3か月分を支払うこととする。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬は、その金額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、本人が報酬の全部または一部につき自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため、又は苦情処理第三者委員が苦情処理の業務のため出張する場合は、別表2に定める報酬及び社会福祉法人樫の木福祉会旅費規程に基づく旅費を支給する。

(兼務役員)

第8条 法人及び施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月1日より適用する。

別表1 (第3条関係)

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	13,000 円

評議員会出席報酬等	11,000 円
苦情処理第三者委員会出席報酬等	11,000 円

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬（日額）
理事長職務報酬等	円 17,000
理事及び評議員職務報酬等	円 11,000
監事監査指導報酬等	円 17,000
苦情処理第三者委員会職務報酬等	円 11,000

ただし、報酬の支給は、従事時間が1時間以上の場合とし、従事時間が1時間以上4時間未満の場合の報酬額は、上記日額の1/2の額とする。